

公益社団法人自動車技術会 自動車エンジニアレベル認定規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第45条の規定に基づき、定款第5条第7号の事業の一つとして行う自動車エンジニアレベル認定に関する事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 自動車エンジニアレベル認定は、技術者及び研究者の自動車技術に関する技術レベルを認定することにより、積極的な能力開発への取組み及び技術者倫理に即した行動を促すとともに、技術者及び研究者としての矜持を高めるものである。また、これにより学術文化の振興及び産業経済の発展を図るとともに、技術者及び研究者の育成に貢献するものである。

(種類)

第3条 自動車エンジニアレベルは、次の4種類とする。

- (1) JSAE エンジニア
- (2) JSAE シニアエンジニア
- (3) JSAE プロフェッショナルエンジニア
- (4) JSAE フェローエンジニア

2 前項第1号及び第2号は、専門領域を付記してもよい。

3 前項第3号及び第4号は、専門領域を付記しなければならない。

(専門領域)

第4条 前条第1項の専門領域は、処理基準に定めるところによる。

(CPDポイント)

第5条 自動車エンジニアレベルの認定を受けるには、CPD (Continuing Professional Development) ポイントを取得しなければならない。

2 CPDポイントの取得単位及びポイント数は、処理基準に定めるところによる。

3 CPDポイント取得のための能力開発の形態及び項目は、次のとおりとする。

- (1) 参加学習型：講演会、シンポジウム等の聴講及び講習会の受講等
- (2) 情報提供型：論文等の発表及び執筆、講演会や講習会、研修会の講師、技術図書の執筆など
- (3) 実務経験型：企業内での研修及び公開される技報・解説誌、特許などの執筆・作成など
- (4) 技術協力型：学会などの会議、委員会などへの参画
- (5) 自己学習型：会誌「自動車技術」の購読、TOEIC など、自身が行う自己研鑽

第2章 申 請

(申請者の要件)

第6条 第3条第1項の各号に掲げるレベル認定を申請する者の要件は、それぞれ次のとおりとする。
なお、各号に掲げる取得したCPDポイントのうち、本会主催行事及び本会発行出版物による取得が50パーセント以上でなければならない。

- (1) JSAE エンジニア

実務経験年数が1年以上で、申請日以前の3年以内で20CPDポイント以上を取得している者。

(2) JSAE シニアエンジニア

JSAE エンジニア取得後3年以上の実務経験を有し、申請日以前の6年以内に100CPDポイント以上を取得している者

(3) JSAE プロフェッショナルエンジニア

申請日以前の6年以内に150CPDポイント以上を取得し、

JSAE シニアエンジニア取得後3年以上の実務経験を有している者。

なお、「情報提供型」及び「実務経験型」のCPDポイントの合計が50CPDポイント以上でなければならない。

(4) JSAE フェローエンジニア

申請日以前の6年以内に150CPDポイント以上を取得し、

JSAE プロフェッショナルエンジニア取得後3年以上の実務経験を有している者。

なお、「情報提供型」及び「実務経験型」のCPDポイントの合計が75CPDポイント以上であること。

2 前項各号の実務経験年数には、大学院在籍期間を含めることができる。

3 第1項各号に掲げるCPDポイントの取得期間中に海外での勤務又は留学がある場合は、当該期間はCPDポイントの取得期間から除外することができる。

(申請方法)

第7条 申請者は、処理基準に定める申請書により技術者育成委員会委員長宛に申請するものとする。

2申請時には、受付事務処理及び審査などにかかる費用として、処理基準に定めるところにより申請料を支払わなければならない。ただし、第6条第1項第1号、第2号の申請料は無料とする。

(申請期間)

第8条 申請期間は、処理基準に定めるところによる。

第3章 審査

(審査方法)

第9条 審査方法は、次とおりとする。

(1) JSAE エンジニア

書面審査による

(2) JSAE シニアエンジニア

書面審査による

(3) JSAE プロフェッショナルエンジニア

書面審査と、原則として面接審査とによる。

(4) JSAE フェローエンジニア

書面審査と、原則として面接審査とによる。

(審査基準)

第10条 審査基準は、処理基準に定めるところによる。

(審査会)

第11条 申請者のレベル判定は、前2条に基づき審査会が行うものとする。

(審査委員)

第12条 技術者育成委員会で審議し、技術者育成委員会委員長が推薦し教育会議議長が委嘱する。

(レベル判定方法)

第13条 審査会におけるレベル判定には、委員数の2分の1以上の出席を必要とし、代理出席は認めない。

(認定者の決定)

第14条 審査会委員長は、レベル判定結果を直ちに教育会議へ報告するものとし、教育会議はこれを承認、認定し、表彰会議及び理事会へ報告するものとする。

第4章 守秘義務

(委員の守秘義務)

第15条 審査会の委員ならびに技術者育成委員会委員は、委員として知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

第5章 認定

(認定証)

第16条 認定者には、本会会長から認定証を授与する。

2 認定者は、認定証を受領する際に、処理基準に定めるところにより交付料を支払わなければならない。

(特典)

第17条 認定者には、次の特典を付与する。

- (1) 本会会員である場合には、専用会員証を交付する。ただし、JSAE エンジニア及び JSAE シニアエンジニア認定者には交付しない。
- (2) JSAE プロフェッショナルエンジニア及び JSAE フェローエンジニアの認定者には、処理基準に定めるところにより記念品を授与する。
- (2) 本会ホームページ及び本会会誌「自動車技術」に認定者の氏名を掲載する。

第6章 認定の取消

第18条 認定者が、次のいずれかに該当した場合は、認定の取消を行う。

- (1) 認定者が、第3条第1項に掲げる他の技術レベルの認定者となった場合。
- (2) 能力開発を継続していないことが明らかとなった場合。
- (3) 公益社団法人自動車技術会倫理規定の趣旨に反する行為をした場合。

2 認定者は、いつでも取得した自動車エンジニアレベルを返上することができる。

第7章 補則

(処理基準)

第19条 本規則の運営に関し必要な細則については、技術者教育委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、教育会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附則

- 1 この規則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第11条、第13条の変更は2007年10月18日から施行する。
- 3 第6条、第11条及び第13条の変更は2008年10月23日から施行する。
- 4 第6条、第11条、第13条の変更は2009年5月1日から施行する。
- 5 第2条及び第7条からの会員資格条件の廃止、JSAEシニアエンジニアへの申請者増加のための第6条第1項第2号の変更並びに第19条2010年までの暫定措置の廃止は、2011年4月26日から施行する。（2011年4月26日第1回理事会議決）
- 6 第6条第1項の変更は2014年4月25日から施行する。
- 7 第6条第1項第3号及び第4号の変更は2021年7月16日から施行する（2021年7月16日第6回理事会決議）
- 8 第14条の変更は2023年1月27日から施行する（2023年1月27日第4回理事会決議）